

コーポレートガバナンス	SK-Electronics CO.,LTD.
CORPORATE GOVERNANCE	最終更新日: 2016年6月1日
株式会社エスケーエレクトロニクス	代表取締役社長 石田 昌徳
	問合せ先: 専務取締役 藤原 英博
	証券コード: 6677
	http://www.sk-el.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社経営理念「創造と調和」には、「社会、自然そして人との調和を大切にしながら、社会の求める良い商品を創造していくことで、物質的にも精神的にも豊かな社会の実現に寄与する」という想いが込められており、その実現に向けて取締役はじめ全社一丸となって取り組んでおります。

また、これらの理念実現のためには、株主・取引先・地域社会・社員などの社内外のステークホルダーの立場を尊重したうえで、公平・公正かつ迅速な意思決定を行う仕組みであるコーポレートガバナンスを適切に実践することが肝要と考え、以下のとおりコーポレートガバナンスに関する基本方針を定め、かつ実践しております。

(1) 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行い、また、株主の実質的な平等性の確保を図ります。

(2) 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。

(3) 当社は、当社の財務情報や、非財務情報について、法令に基づく適切な開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。

(4) 当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るために、その役割・責務を適切に果たします。

(5) 当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおり、当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社写真化学	1,023,200	9.00
株式会社ニコン	568,400	4.99
日本トラスト・サービス信託銀行株式会社(信託口)	493,000	4.33
株式会社京都銀行	356,200	3.13
株式会社みずほ銀行	326,200	2.86
株式会社SCREENホールディングス	315,000	2.77
石田 昌徳	306,900	2.69
石田 敬輔	300,200	2.64
株式会社石田産業	277,400	2.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	251,200	2.20

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「大株主の状況」につきましては、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。また、当社は自己株式630,437株を保有しておりますが、同記載欄からは除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
堀 修史	その他										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀 修史	○	—	<社外取締役選任理由> 人格・見識ともに高く、また、司法書士としての専門的知識ならびに経験を有されており、当社の社外取締役として最適任と判断しております。 <独立役員指定理由> 堀修史氏は梅小路司法書士事務所の所長であり、当社と同事務所との間に登記実務委託等の取引がありますが、その取引高は僅少であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。 以上の事由から、当社は、堀修史氏が業務執行を行つ経営陣から独立しており、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、同氏を当社独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門である内部監査グループとは、定期的に会合を持ち、内部監査結果の報告やコンプライアンス、内部統制、リスク管理などに関する情報交換を行うなど密接な相互の監査連携を図り、監査効率と監査効果を高めております。また、監査役は内部監査への立会を隨時行い、経営諸活動の状況を直接把握するとともに内部監査が有効に機能していることを積極的に確認しております

す。

(2)監査役および内部統制部門、会計監査人の連携状況

会計上の諸問題に対して、その必要性に応じて、国内の会計監査人および海外の会計監査人に相談を行い、助言・指導を求めております。また、内部統制の進捗状況等についても会計監査人と検討会を開催しており、四半期決算ごとに、会合を開催し意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
榮川 和広	弁護士													
中野 雄介	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榮川 和広	○	—	<社外監査役選任理由> 人格・見識ともに高く、また、弁護士としての専門的知識ならびに経験を有されており、当社の社外監査役として最適任と判断しております。 <独立役員指定理由> 榮川和広氏は榮和法律事務所の所長であります。当社は同氏との間に特別の利害関係はありません。以上の事由から、当社は、榮川和広氏が業務執行を行う経営陣から独立しており、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定いたしました。
中野 雄介	○	—	<社外監査役選任理由> 人格・見識ともに高く、また、公認会計士としての専門的知識ならびに経験を有されており、当社の社外監査役として最適任と判断しております。 <独立役員指定理由> 中野雄介氏は中野公認会計士事務所の所長であります。当社は同氏との間に特別の利害関係はありません。以上の事由から、当社は、中野雄介氏が業務執行を行う経営陣から独立しており、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれのないものと判断し、当社独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の役員賞与については業績連動で決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第14期(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)有価証券報告書において、次のとおり開示いたしております。

取締役に支払った報酬 163,770千円(社外取締役を除く)
監査役に支払った報酬 14,040千円(社外監査役を除く)
社外役員に支払った報酬 10,800千円

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)取締役および監査役の報酬限度額は、第9期定時株主総会(平成22年12月17日開催)において決議を受けた以下の金額であります。

取締役 年額 180,000千円以内
監査役 年額 36,000千円以内

(2)役員報酬等の決定の方針

取締役および監査役の報酬等の総額は、株主総会決議にて定められた範囲で決定され、各取締役報酬は取締役会から授権された代表取締役が決定し、各監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

その基本的な決定方針は、当該事業年度の業績を勘案しつつ、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責、ならびにこれまでの経歴や職歴、職務等を考慮し、従業員の処遇との整合性も含めて総合的に適正な報酬額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

非常勤の社外監査役に対しては常勤監査役より適宜情報伝達を行っているため、補佐のための担当セクションや担当者は置いておりません。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況は以下のとおりであります。

(1)取締役会

取締役会は取締役8名で構成され、原則月1回開催し、当社の経営全般に関する意思決定機関として法令および定款、取締役会規則に基づく事項について審議、決議しております。

なお当社は、第13期定時株主総会(平成26年12月19日開催)での承認決議に基づき、同日より新たに社外取締役を1名選任しております。

(2)監査役会

監査役会は常勤監査役1名および社外監査役2名で構成され、原則月1回開催し、主として常勤監査役から監査業務に関する報告を行い、意見を交換しております。監査役はそれぞれ、重要な経営に関する事項について社長および取締役から聴取し、取締役会において意見を述べるなど経営の監視に努めており、会計監査人や内部監査グループと連携しつつ監査業務を遂行しております。

(3)内部監査

内部監査グループを設け、専任担当者1名を配置しております。内部監査グループは担当取締役の命を受け、業務および制度の運用が適切に行われているか等を監査し、上期、下期に結果を報告しております。

(4)弁護士・会計監査人等その他第三者の状況

法律上・会計上の諸問題に対して、その必要性に応じて、顧問弁護士、国内の会計監査人および海外の会計監査人等に相談を行い、助言・指導を求めております。

会計監査業務を執行した公認会計士、連続して監査に間に与した期間および補助者の状況は下記のとおりであります。

監査法人名

有限責任 あづさ監査法人

会計監査業務を執行した公認会計士

当社継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 中島 久木 3年

指定有限責任社員 業務執行社員 駿河 一郎 1年

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士8名 その他7名

(5)その他

経営幹部会議として、経営会議、事業戦略会議、新事業推進会議を設置し、月1回開催しております。経営会議では、経営の重要な事項(基本方針、諸施策等)について審議、決定し、迅速な経営活動がなされるように努めています。また、事業戦略会議では、営業戦略および事業戦略に関して、さらに、新事業推進会議では新事業に関する重要テーマについて、それぞれ具体的な方針や諸施策を審議、決定するとともに、迅速な事業運営がなされるように努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名、社外監査役を2名選任しております。

社外取締役の堀修史氏は、司法書士としての専門的知識ならびに経験を有しており、当社の監査役として適切な監査を行った経験を持つことから、当社の経営に適切な助言、指導を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献するものと考えております。

社外監査役である柴川和広氏は、弁護士としての専門的知識ならびに経験から、適切な監査と当社経営に対する助言、指導を行っております。

また社外監査役の中野雄介氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知識を有しており、社外監査役として適正に職務を遂行できるものと考えております。

社外取締役である堀修史氏は梅小路司法書士事務所の所長であり、当社と同事務所との間に登記実務委託等の取引がありますが、その取引高は僅少であります。社外監査役2名と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めておりませんが、その選任にあたっては金融商品取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしつつ、人格ならびに企業経営や専門分野における識見等を総合的に判断しております。社外取締役および社外監査役はいずれも業務執行を行う当社経営陣から独立しており、かつ、

一般株主と利益相反を生じる恐れがないため、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

なお当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査および監査役監査、会計監査の状況を把握し、必要に応じて意見交換を行うなど相互連携を図ります。また社外監査役は、取締役会への出席に加え、前記「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおり、内部監査部門および内部統制部門、会計監査人と相互に連携しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	2015年12月18日に開催しました第14期定時株主総会の招集通知については、11月27日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算会社であるため、株主総会集中日の開催とはなっておりません。
その他	当社の事業環境をより理解いただくため、パワーポイントなどをを利用してビジュアル化に努めています。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回(中間・期末)、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース、株主総会招集通知および決議通知、株主通信、決算説明会資料、財務諸表等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室 マーケティング・広報IRグループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念や環境方針の中でステークホルダーに対する当社の姿勢を表明しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2002年9月に地球環境の改善を目指し、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得しました。また、環境保全活動として本社および京都工場周辺の清掃活動を実施しており、以上の活動等について、2009年度より環境報告書を発刊しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家および他のステークホルダーに、公正かつ適時・適切な情報提供するためディスクロージャー方針を策定し、ホームページにも掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制および内部統制の充実・強化を図るため、コンプライアンス委員会やCSR推進室を設置するなど、組織体制の整備を行っております。また、公益通報者保護法に基づき「内部通報保護規定」を制定するなど、取締役および社員が法令や定款、社内の諸規定等を遵守するための体制を整備しております。

これらの体制に基づく業務執行の状況を確認するため、監査役および内部監査グループは、当社が定める「監査役会規則」および「内部監査規定」に基づき、業務執行の適法性や妥当性、効率性を監査しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規定」および「機密情報管理規定」を制定し、これらの規定に基づき取締役会議事録、稟議書、その他重要な取締役の職務執行に係る情報を適正に保存および管理しております。なお、取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3)損失の危機の管理に関する規定その他の体制

「経営危機管理規定」を制定し、経営危機発生時においては、同規定に基づき対応を行います。また、経営危機の現実化を未然に防止するために、リスク管理委員会において、リスクの所在・種類等を把握し、組織横断的な管理体制を推進しております。

なお、経営危機管理の一環として、当社事業所が所在する各地域で突然的な重大災害事故等が発生した場合に備え、事業継続のための「事業継続計画(BCP)」を策定し、緊急時の体制を整備しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営理念」に基づき、全社的な目標として中長期計画を策定し、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標を定め、かつ社員一人ひとりの業務目標の管理を行うことで、効率的な業務運営の実施を図っております。また、毎月の取締役会において、業績の報告を行い、目標管理を行っております。

職務の執行に関しては、「職務分掌規定」や「職務権限規定」を制定し、これらの社内規定に基づき、適時的確な意思決定を図っております。特に全社的に影響を及ぼす重要事項については、各種経営幹部会議(経営会議・事業戦略会議・新事業推進会議)にて審議し、多面的な検討を行い、慎重に判断する体制をとっております。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規定」を制定し、同規定に基づき、関係会社の自主性を尊重しつつも、当該関係会社が重要事項の決定を行う際には、当社の承認、協議、報告を要することとしております。

また、関係会社の主要ポストには、当社の取締役や社員を派遣し、適宜、当社取締役会等に対する経営状況の報告を求める他、定期的に当社監査役および内部監査グループによる関係会社の監査を実施し、企業集団における業務の適正化を図っております。

(6)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役および社員は、監査役会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす重要事項、内部監査の実施状況、「内部通報保護規定」による内部通報の状況およびその内容を報告するものとしております。また、監査役会による各取締役および重要な社員への個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する体制をとっております。

- ・取締役および社員ならびに「関係会社管理規定」に定める関係会社の取締役等および社員は、当社および関係会社の業務または業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社および関係会社に著しい損害を及ぼす恐れるある事実があることを発見したとき、またはこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査役会に速やかに報告します。

当社または子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役および社員ならびに関係会社取締役等、監査役および使用人に周知徹底します。

- ・監査役会を補助すべき体制については、監査役会からの要請があり次第、監査役の指示に従って職務を実施し、その職務について取締役の指揮命令を受けないスタッフを配することとしております。さらに、当該スタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査役の同意を要することとします。

- ・監査役が正当な職務執行のため当社に対し費用の前払、償還、もしくは債務の処理を請求した場合、「経理規定」に基づき公正かつ適正にこれらを処理いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体は一切関係を持たず、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業・団体・個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。

また、反社会的勢力に対する対応は、管理本部 総務・人材開発部が統括し、弁護士、所轄警察署や関連団体との連携を図り、社内体制の整備強化を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

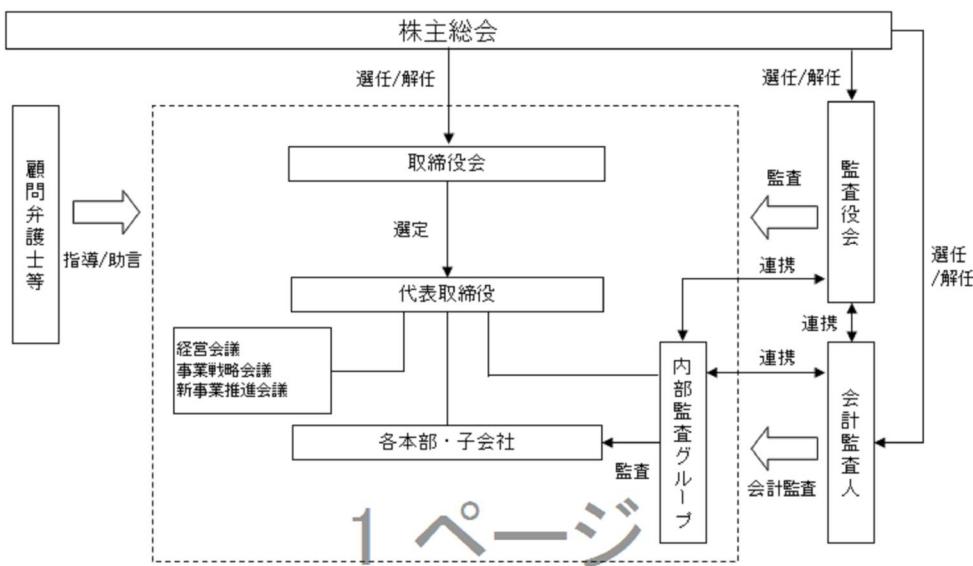
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

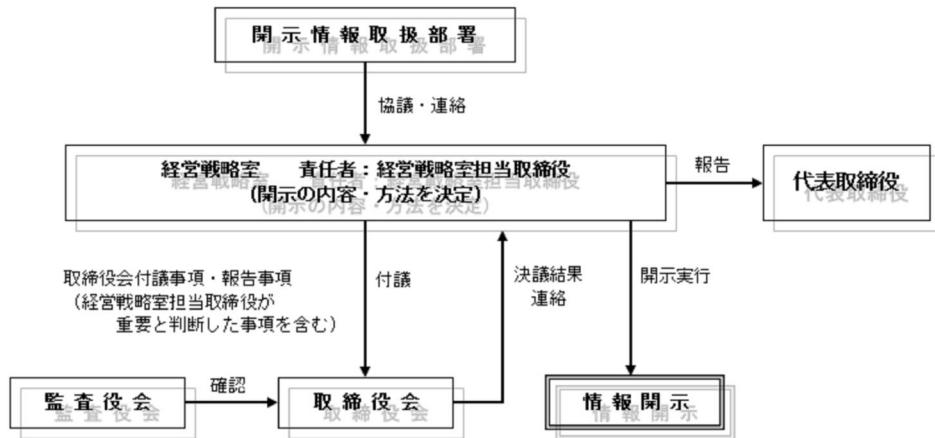
当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを積極的に進めていくことにより、経営の健全性をより一層高めてまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



1 ページ

【適時開示体制の概要模式図】



2 ページ

